

質 問(Q & A)

① 1日あたりの平均的な排出水の量とは

基本的には、一定期間内の総用水使用量から原料として使われる水などを差し引き、これを当該期間の操業日数で割った量です。

② 排水を地下浸透する場合の規制は

有害物質使用特定施設を設置する特定事業場（有害物質使用特定事業場）において、有害物質が検出される水を地下浸透することは禁止されています。

③ 排出水の水質基準の適用場所は

工場・事業場の排水口で適用となります。

④ 生活環境の保全上の支障とは

水質汚濁により、人の生活に密接な関係のある財産（上水道、農業用水など）並びに人の生活に密接に関係のある動植物（農産物、水産物など）及びその生育環境についての支障があることをいいます。

⑤ 下水道に接続している場合は

下水道関連法令（下水道法等）による規制を受けますので、各市町村下水道担当課にお問い合わせください。



土壌汚染対策法が平成15年2月から施行されています。

有害物質使用特定施設を廃止した場合は、工場・事業場の敷地であった土地の土壌調査を行い、その結果を120日以内に、報告しなければなりません。ただし、工場・事業場の敷地として引き続き利用する場合などは、申請することにより調査が猶予となることがあります。（報告、申請は下記問い合わせ先までお願いします）

融資制度のご案内

排水処理施設等を整備する場合には、県の融資制度がありますので、ご利用ください。

資金名	融資対象	融資限度額	申込期間	申込窓口
公害防止施設整備資金	中小企業者（個人・会社） ※農林漁業は除く	5,000万円	年間随時	県環境保全課
中小企業設備支援資金		5,000万円		取扱金融機関

※この他にもご利用できる融資制度等があります。

問い合わせ先

	管轄機関	所在地	電話
群馬県 (政令市以外)	群馬県環境保全課（水質保全係）	371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2835
	中部環境事務所（総務環境係）	371-8501 前橋市上細井町2142-1	027-219-2020
	西部環境森林事務所（環境保全係）	370-0805 高崎市台町4-3	027-323-5530
	吾妻環境森林事務所（総務環境係）	377-0424 中之条町大字中之条町664	0279-75-4611
	利根沼田環境森林事務所（総務環境係）	378-0031 沼田市薄根町4412	0278-22-4481
	東部環境事務所（環境保全係）	373-0033 太田市西本町60-27	0276-31-2517
政令市	前橋市環境部環境政策課	371-8601 前橋市大手町2-12-1	027-898-6294
	高崎市環境部環境政策課	370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251
	伊勢崎市環境部環境政策課	372-8501 伊勢崎市茂呂南町5097-2	0270-27-2733
	太田市産業環境部環境対策課	373-8718 太田市浜町2-35	0276-47-1893